

事務連絡
令和2年5月1日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

施設入所等児童に係る令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金
関係事務処理について

平素より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

施設入所等している児童に係る令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事業（以下「臨時特別給付金支給事業」という。）については、内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室から、各都道府県、指定都市及び中核市に対して、別添の事務連絡が発出されたところです。

各都道府県におかれましては、別添について管内市町村へ御周知いただき、市町村における施設入所等担当課室と臨時特別給付金支給事業担当課室が連携いただきながら、関係事務が適切に処理されますよう、御配慮をお願いいたします。

御不明な点がございましたら、別添の内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室にお問い合わせください。